

## 第十一回特別弔慰金の請求について

先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人・軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、

ご遺族に特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）が支給されます。

### ○支給対象者

令和2年4月1日において、恩給法による公務扶助料や、戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母）が亡くなるなどしたことにより、公務扶助料や遺族年金の受給権者がいない先順位のご遺族の方お一人が対象となります。

### ○支給順位

戦没者等のご遺族の方で、  
①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
②戦没者等の子  
③戦没者等の父母  
④戦没者等の孫  
⑤戦没者等の祖父母  
⑥戦没者の兄弟姉妹

※③～⑥以外の三親等内親族

没者等と生計関係があり、令和2年4月1日において、遺族以外の者の養子になつてい

ないこと、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないことなどの条件があります。⑦の該当となる方は、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方となります。

### ○支給内容

【名称】  
第十一回特別弔慰金  
国庫債券い号

### 【額面】

25万円（5年償還の記名国債）  
【支給日】  
令和3年から令和7年までの毎年4月15日

### ○請求期限

令和5年3月31日  
※これを過ぎてしまうと、第十一回特別弔慰金の請求ができなくなります。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006（直通）

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、当該土地が所在する市町村へ届出を行う必要があります。

### ○届出の必要な面積

- ・市街化区域2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上
- ・都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

### ○届出の必要な取引

売買、交換、共有物の持分権の譲渡、一時金を伴う地上権・賃借権の設定又は設定等

### ○届出期限

契約締結日（契約締結日を含む。）から2週間以内

※その他、詳細についてはお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室  
☎(84)3347（直通）



## 消費生活相談

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

### ○日時

10月6日(木)  
午前9時～午後4時30分  
10月20日(木)

午前11時～午後3時  
（正午～午後1時を除く）  
○場所 ひばりの里

※10月から開催日が第1・第3木曜日の2回となり、来年3月まで試験的な開催を予定しています。

### ○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし環境G  
☎(84)3618（直通）

## 「ごども・おとなふくし心配」と相談

障害やひきこもり、お子さんの発達に関することその他、生活や仕事等、専門の相談員へ気軽に相談や話ができる場として、毎月第2火曜日に開催しています。

開催場所に来ることが難しい場合は、電話相談や自宅への訪問も可能です。希望される方はお気軽にお問い合わせください。ぜひ、身近な相談窓口のひとつとしてご利用ください。

### ○日時

10月11日(火)  
午後2時30分～午後4時

### ○場所

役場1階 小会議室  
○お問い合わせ  
健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006（直通）